

# 学校給食費の納付に関するお知らせ

小田原市教育委員会

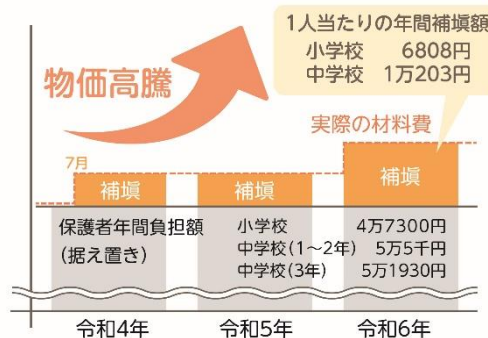
小田原市では、市立小・中学校と下中幼稚園で学校給食を実施しています。各学校や共同調理場の栄養士が、子どもたちの心身の健全な発達のため、安全・安心で栄養バランスや量を保った給食を提供しています。

## ■学校給食費（月額）

皆さまにご負担いただく学校給食費は、すべて食材購入のための費用となります。

区分	1食単価（教職員）	月額（教職員）
小学校	257円（327円）	4,300円（5,470円）
中学校	307円（364円）	5,000円（5,930円）
幼稚園	230円（327円）	3,900円（5,530円）

- ※中学3年生の3月分の給食費は、1,930円です。
- ※給食を実施する日は、各学校・園により異なります。
- ※市では子どもたちの給食費について、物価高騰に伴う食材料費の増加分の補てんを行っています。



### <注意事項>

感染症や長期欠席等で給食を止める場合は、保護者から学校へお申し出ください。

発注の関係上、お申し出から4日分（中4日、土日祝日含まない）の学校給食費は減額できません。

なお、給食を再開する場合も同様の日数が必要なため、学校への連絡はお早めをお願いします。

## ■納付方法 ※手数料はかかりません。

### ① 口座振替

納期限の日に口座から振り替えさせていただきます。再振替（再引落とし）はありませんので、残高不足のないようご注意ください。お申込みいただくと、市立中学校を卒業するまで有効です。

#### 口座振替ができる金融機関

横浜銀行	りそな銀行	さがみ信用金庫	小田原第一信用組合	三井住友銀行
スルガ銀行	静岡銀行	中南信用金庫	かながわ西湘農業協同組合	
みずほ銀行	静岡中央銀行	中央労働金庫	ゆうちょ銀行（郵便局を含む）	

※長期にわたり、口座振替不能となった場合は停止させていただくこともあります。

### ② 納付書払い（年間分をまとめて支払うことが可能です。）

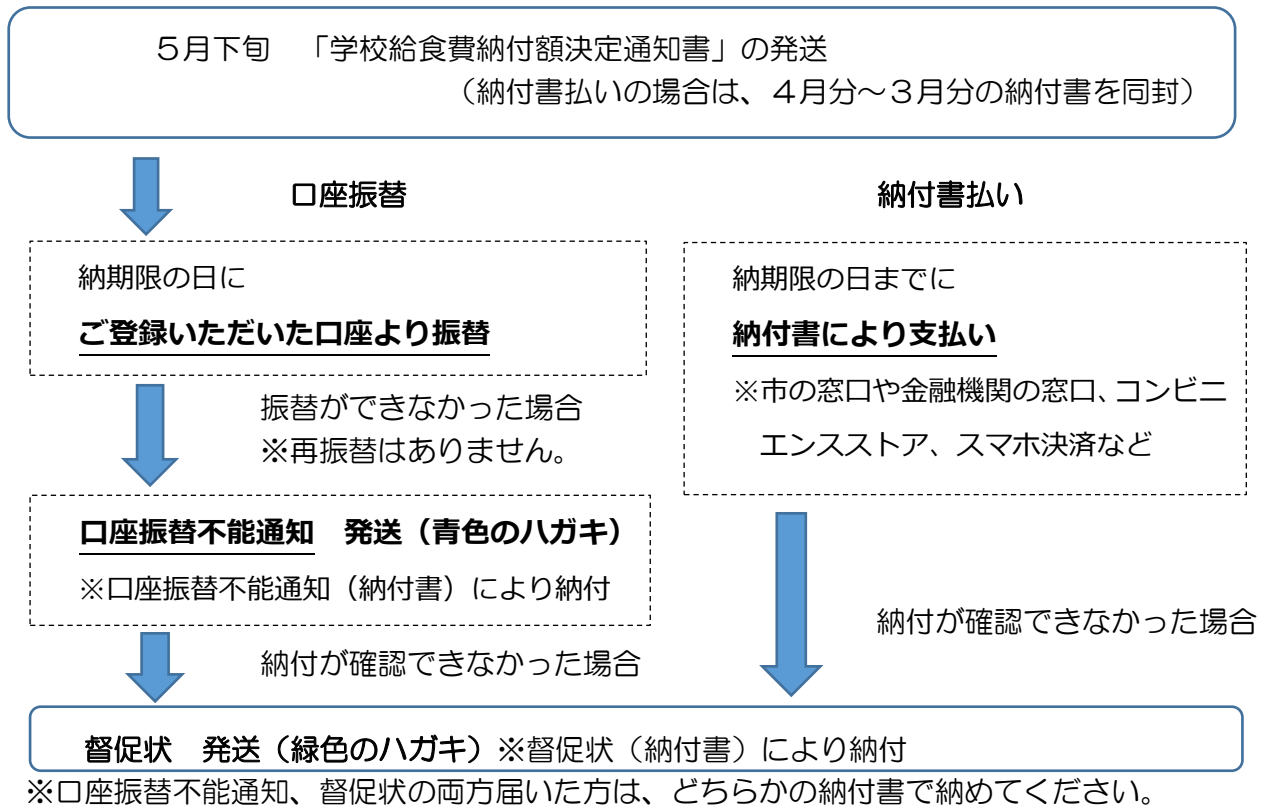
納付場所の詳細については、納付書の裏面を参照してください。

- ☞市役所（本庁、マロニエなど）、金融機関、コンビニエンスストア
- ☞スマートフォンアプリ（PayPay、LINE Pay、はま Pay、ゆうちょ Pay）による決済

## ■学校給食費お支払いの流れ

納期限（口座振替日）は、翌月末です。（土日・祝日の場合は翌営業日です。）

別紙「学校給食費納付カレンダー」をご確認ください。



## ■その他

- (1) 年度途中からの給食開始や、途中で給食を停止する等、月に1食でも給食の提供を受けた場合には、該当月に月額をお支払いいただき、年度末に年間の給食提供回数に基づき、精算をします。また、市外へ転出する場合は転出翌月に精算します。どちらも該当される方には個別にご連絡いたします。
- (2) 就学援助制度認定者は、申請月から学校給食費の負担はありません。申請が却下された場合は、遡って学校給食費の納付をお願いします。（就学援助制度は毎年度、別途申込みが必要です。）  
【お問い合わせ先：教育指導課学事・教職員係 0465-33-1682】
- (3) 年3回支給される『児童手当』から、未納分の学校給食費を差し引いて支払うことができます。納め忘れがなくなる便利な制度ですので、ご希望の方は保健給食課までご連絡ください。
- (4) 事情により、学校給食費を納期限までに納めることが難しいときは、保健給食課給食係までご相談ください。学校給食費の納付が確認できない時は、督促状の送付、電話や個別訪問などを行います。場合により、裁判所へ支払督促等の申し立てを行うなど、厳正に対処させていただきます。
- (5) 二重納付等で該当月分が過納になった場合は、未納分に充てさせていただきます。

お問い合わせ

小田原市教育委員会 保健給食課給食係 TEL 0465-33-1694